

第108期 決算公告

平成27年6月26日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 庵 栄伸

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預け	790,579	預金	5,846,837	
現金	預け	64,232	当座預金	453,586	
預金	預け	726,347	普通預金	2,770,063	
コ買特	一ル口一	84,599	貯蓄預金	44,873	
有	入定金取	72,522	通定定期預金	29,664	
商特	品有融	2,475	定定期積	2,431,627	
有	定品融	866	そ の 他 の 預	23,004	
国	価融派	1,609	讓渡性預金	94,017	
地	方	1,275,498	コ一ルマネ	229,205	
社	の 他 の 証	601,551	債券貸借取引受入担保	58,454	
株	の 他 の 証	220,213	特 定 取 引 負	27,809	
そ	の 他 の 証	181,154	借 借 入	1,184	
の	の 他 の 証	143,828	外 国 為 替	114,185	
貸	の 他 の 証	128,751	外 国 為 替	114,185	
手	引 形 書 座	4,365,302	未 払 外 国 為 替	111	
証	引 形 書 座	34,386	未 払 外 国 為 替	87	
当	引 形 書 座	164,758	未 払 外 国 為 替	24	
外	引 形 書 座	3,624,079	未 払 外 国 為 替	52,981	
外	引 形 書 座	542,078	未 払 外 国 為 替	1,299	
買	引 形 書 座	9,133	未 払 外 国 為 替	3,141	
取	引 形 書 座	4,762	未 払 外 国 為 替	2,181	
そ	引 形 書 座	3,428	未 払 外 国 為 替	5	
前	引 形 書 座	942	未 払 外 国 為 替	1,519	
未	引 形 書 座	16,373	未 払 外 国 為 替	8,197	
金	引 形 書 座	327	未 払 外 国 為 替	1,052	
そ	引 形 書 座	6,919	未 払 外 国 為 替	168	
有	引 形 書 座	754	未 払 外 国 為 替	35,415	
建	引 形 書 座	3,959	未 払 外 国 為 替	1,616	
土	引 形 書 座	4,411	未 払 外 国 為 替	57	
リ	引 形 書 座	78,109	未 払 外 国 為 替	1,344	
建	引 形 書 座	20,826	未 払 外 国 為 替	909	
そ	引 形 書 座	52,655	未 払 外 国 為 替	11,000	
の	引 形 書 座	1,052	未 払 外 国 為 替	6,064	
無	引 形 書 座	180	未 払 外 国 為 替	35,080	
前	引 形 書 座	3,394	未 払 外 国 為 替	6,386,844	
支	引 形 書 座	4,340	負 債 の 部 合 計		
貸	引 形 書 座	4,009	(純資産の部)		
	引 形 書 座	330	資 本 剰 余 金	140,409	
	引 形 書 座	1,316	資 本 準 備 金	14,998	
	引 形 書 座	35,080	利 益 剰 余 金	14,998	
	引 形 書 座	△ 22,622	利 益 準 備 金	89,459	
	引 形 書 座		そ の 他 利 益 剰 余 金	9,523	
	引 形 書 座		繰 越 利 益 剰 余 金	79,936	
	引 形 書 座		株 主 資 本 合 計	79,936	
	引 形 書 座		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	244,868	
	引 形 書 座		繰 延 へ ッ ジ 損 益	73,340	
	引 形 書 座		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 845	
	引 形 書 座		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,502	
	引 形 書 座		純 資 産 の 部 合 計	80,997	
	引 形 書 座		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	325,865	
資 産 の 部 合 計		6,712,709			6,712,709

損益計算書

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収		94,047
投資	運用	68,702	
貸出	金利	54,490	
有価証券	利息	12,327	
コ	口	367	
預	金	842	
そ	受	674	
役	引替	17,695	
受	等	6,168	
そ	手	11,526	
特	務	230	
商	引	187	
特	証	43	
そ	生	5,209	
外	商	956	
国	務	3,558	
金	売	686	
そ	却	8	
そ	取	2,210	
株	常	166	
そ	費	2,044	
経常	費		69,521
投資	調達	4,634	
預	金	2,256	
譲	性	252	
コ	預	120	
借	マ	1,164	
金	金	374	
そ	支	465	
役	払	7,124	
支	等	1,024	
そ	手	6,099	
営	務	55,251	
そ	費	2,511	
貸	常	1,350	
貸	繰	106	
株	債	0	
株	却	25	
そ	償	1,027	
経特	常		24,526
特	別		25
固	資	25	
特	産		1,126
固	産	165	
減	損	961	
税	引		23,425
法	前	1,747	
法	、	6,997	
法	人		8,745
当	人		14,680
	期		
	純		
	利		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については原則として決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る

債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 55,459 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異（16,568百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、当行の役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の割引率からイールドカーブ等価アプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,813百万円増加し、利益剰余金が1,818百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ237百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 53 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額 3,729 百万円、延滞債権額は 89,599 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1,217 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,526 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 107,072 百万円あります。なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,814 百万円あります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,500 百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	264,075 百万円
貸出金	123,512 百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,705 百万円
コールマネー	20,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	27,809 百万円
借入金	50,647 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 62,031 百万円、その他の資産 219 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は 1,958 百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,282,447百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,249,870百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,505百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 60,891百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,759百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 63,500百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は32,950百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 311円07銭

16. 関係会社に対する金銭債権総額 32,799百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 36,305百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、817百万円であります。

19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.61%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	264 百万円
役務取引等に係る収益総額	1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	6 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	320 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,695 百万円

2. 以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
北海道	営業用店舗 1カ所	土地	28
北陸三県	営業用店舗 11カ所	土地及び建物	881
	遊休資産 3カ所	土地	7
その他	営業用店舗 1カ所	建物	21
	遊休資産 4カ所	土地及び建物	22
合計	—	—	961

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、本部、コンピューターセンター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、処分予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

3. 1株当たりの当期純利益金額 14円01銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないので記載しておりません。

5. 関連当事者との取引

（役員及び個人主要株主等）

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 3	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	中村留精密工業(株) (注) 1	工作機械・光学機械製造販売	なし	役員の兼任	資金の貸付等	950	貸出金等	950
	中村留ホールディング(株) (注) 2	関連会社事業活動管理	(所有) 直接 3.52%	役員の兼任	資金の貸付等	783	貸出金等	783

上記の取引は、一般の取引先と同様な条件で行っております。

(注) 1. 当行監査役中村健一及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有している会社の子会社であります。また、同人は代表取締役社長であります。

2. 当行監査役中村健一及びその近親者が、議決権の過半数を自己の計算において保有しております。また、同人は代表取締役社長であります。

3. 取引金額は期中平均残高を記載しております。

(兄弟会社)

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	北陸保証サービス㈱	信用保証業務	なし	当行の住宅ローン債権等に対する被保証	債務保証(注)1	1,020,533	—	—
					保証料の支払	404	—	—
					代位弁済(注)2	1,095	—	—

(注) 1. 北陸保証サービス㈱より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、被保証の保証条件は信用リスク等を勘案し、両者協議の上決定しております。

2. 上記債務保証に関連して、各種ローン債務者が債務弁済の履行が困難になった場合には、北陸保証サービス㈱との契約に従い、同社から代位弁済を受けております。代位弁済の履行条件については、他の保証会社の事例等を参考にして、両者協議の上決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成27年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	—
合計	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(平成27年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	122,506	60,967	61,539
	債券	949,642	920,654	28,987
	国債	591,586	572,597	18,988
	地方債	200,431	194,283	6,148
	社債	157,623	153,772	3,851
	その他	165,339	158,455	6,883
	小計	1,237,487	1,140,077	97,410
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,413	1,546	△132
	債券	53,276	53,373	△96
	国債	9,965	9,966	△1
	地方債	19,781	19,819	△38
	社債	23,530	23,587	△57
	その他	27,802	28,018	△215
	小計	82,493	82,938	△444
合計	1,319,981	1,223,015	96,965	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	19,858
非上場外国証券	0
合計	19,858

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について 24 百万円減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	486	121	0
債券	112,973	2,725	—
国債	106,720	2,655	—
地方債	299	0	—
社債	5,952	69	—
その他	11,898	878	—
合計	125,358	3,725	0

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、1 百万円 (うち、株式 1 百万円) であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ 30% 超下落
正常先	時価が取得原価の 50% 以上下落、又は、時価が取得原価の 30% 超 50% 未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,409	百万円
減価償却損金算入限度超過額	540	
退職給付引当金	9,849	
有価証券評価損否認額	12,438	
繰越欠損金	189	
その他	3,535	
繰延税金資産小計	45,962	
評価性引当額	△22,366	
繰延税金資産合計	23,596	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	31,087	
合併引継土地	2,911	
その他	597	
繰延税金負債合計	34,596	
繰延税金資産の純額	△11,000	百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来 35.37% から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 32.82% に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.06% となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,264百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,439百万円増加し、法人税等調整額は1,132百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は626百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされますが、欠損金の金額が僅少であるため、変更に伴う繰延税金資産および法人税等調整額への影響はありません。